

茨城県の特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ

～ 使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。～

特定の業種に従事する労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下記一覧表のとおり改正決定されました。

使用者と労働者が合意し「特定（産業別）最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、その賃金は無効とされ「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。

なお、次の（１）から（３）に掲げる者等については特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、茨城県最低賃金（時間額 953円）が適用されます。

- （１）18歳未満又は65歳以上の方
- （２）雇入れ後6月未満の方であって、技能習得中の方
- （３）清掃、片付けの業務に主として従事する方

茨城県の特定（産業別）最低賃金一覧表

特定最低賃金名	時間額
鉄 鋼 業	1,046円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（機械器具製造業等）	1,005円
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業（電気・精密機械器具等製造業）	1,002円

効力発生日：令和5年12月31日

なお、各種商品小売業の特定最低賃金については、令和5年度は改正が行われません。そのため、令和5年10月1日から茨城県最低賃金（時間額953円）が適用されています。

詳細については、茨城労働局 賃金室（Tel029-224-6216）又は最寄りの 労働基準監督署 までお問い合わせください。



茨城労働局ホームページのQRコード

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール

最低賃金は、暮らしの支えです。

最低賃金



最低賃金制度のマスコット チェックマン

使用者も、労働者も。

茨城県最低賃金は

953円時間額

発効日：令和5年10月1日



茨城労働局 ホームページへリンク

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

茨城県の特定(産業別)最低賃金

産業名	鉄鋼業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(機械器具製造業等)	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)	各種商品小売業
最低賃金額(時間額)円	1,046	1,005	1,002	953
発効日	令和5年12月31日			令和5年改正なし 茨城県最低賃金適用

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。詳しくは、茨城労働局のホームページをご覧ください。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

[業務改善助成金](#) [検索](#)

専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。

[茨城県働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組みむ者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

[働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

茨城労働局・労働基準監督署・(一社)茨城労働基準協会連合会・(一社)茨城県経営者協会
茨城県中小企業団体中央会・茨城県商工会議所連合会・茨城県商工会連合会・日本労働組合総連合会茨城県連合会